

地域課題の解決を仕事にする

ろうきょう

労働者協同組合

パンフレット

1 はじめに

労働者協同組合とは

以下の3つを基本原理として、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする新しい法人制度。

労働者協同組合の基本原理

- ① 組合員が出資すること
- ② 事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
- ③ 組合員が組合の行う事業に従事すること

組合員が仕事をおこなうために資金を出し合い、話し合って経営し、共に働くことを基本原理としながら、働く人それぞれの個性に合った多様な働き方が実現すること、地域の需要に応じた事業が自主的・自立的な経営で持続することをめざす法人です。

主な特色

1 あらゆる事業が可能

労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能で、地域における多様な需要に応じた事業を実施できます。

2 対等な立場で働く

出資額にかかわらず、組合員は一人一個の議決権と選挙権を保有します。事業の内容や働き方など、働く仲間で話し合っ決めてことができ、対等な立場での意見反映が特色です。

3 簡便に法人格を取得でき、契約などができる

3人以上の個人を組合員として設立が可能で、設立に行政庁による許認可等を必要とせず、要件を満たして登記をすれば法人格が付与されます（準則主義）。

※ただし、都道府県知事に決算関係書類などを提出する必要があるなど、知事による監督を受けます。

4 組合員は労働契約を締結する必要がある

組合員は組合との間で労働契約を締結します。組合員は労働者として、労働基準法や、最低賃金法、労働組合法などの法令による保護を受けます。

5 出資配当はできない

剰余金の配当は、出資額に応じてではなく、組合の事業に従事した程度に応じて行うことができます。

2 新規設立の流れ



協議会事務局による相談窓口を設置しています。
また、アドバイザー派遣事業として、P.2～4で紹介している県内の法人からアドバイザーを派遣しており、実際に活動されている方から助言を受けることができます。詳細は、P.5をご確認ください。

1 発起人を3人以上集める

組合員になる意思のある3人以上（法第22条）で設立準備を行います。

- ※組合には役員として、理事（3人以上・組合員でなければならない）と監事（1人以上）を置く必要がある（法第32条第2項）ため、3人で設立する場合は全員が理事になる必要があり、外部監事を選挙又は選任することが必要です。
- ※その他組合員が主体となって事業を行うという原則を維持するため、下記の人数要件が定められています。
事業従事の要件：総組合員の4/5以上の数の組合員は、組合の行う事業に従事しなければならない（法第8条第1項）
組合員比率の要件：組合事業に従事する者の3/4以上は、組合員でなければならない（法第8条第2項）

2 創立総会に必要な議案の作成

創立総会に向けて事業の内容や、どんな組織にしたいのか話し合いながら必要な書面（法第23条第1項、第3項）を準備します。

- 定款… 組合の目的や事業内容、組織運営のルールを定める
- 事業計画書… 具体的な事業内容やターゲット、数値目標等を可視化する
- 収支計画書… 必要な資金の洗い出しや資金の調達方法の検討、売上の予測をし、経営の見通しを立てる

3 創立総会の公告（総会の2週間前まで）

総会の2週間前までに日時、場所、定款を公告する（組合設立の意思を内外に表示・周知する）必要があります（法第23条第1項、第2項）。公告の方法は法定されていないので、組合の事務所の店頭に掲示する方法、新聞に掲載する方法等で実施されています。

4 創立総会・理事会の開催

総会では、定款の承認や事業計画・収支予算の議決、役員を選挙又は選任を行います（法第23条第3項、法第32条第3項、第12項）。

組合員となることを承諾した者の半数以上が出席し、2/3以上の多数による決議が必要（法第23条第5項）です。

創立総会終了後は、選任された理事による理事会を開催（法第39条第1項）し、代表理事を選任（法第42条第1項）します。

創立総会・理事会ともに議事録（法第23条第7項）を作成し、設立登記申請時の必要書類として提出します。

5 出資の払込み

創立総会後は遅滞なく組合員に出資の第1回の払込みをしてもらい、「出資引受書」及び「出資払込領収書」を作成します。

※出資一口あたりの金額は組合ごとに定款で定めるものであり、最低出資額の定めはありません。

6 法務局で設立登記（出資の第1回の払込みの終了から2週間以内）

出資の第1回の払込みの終了から2週間以内に主たる事務所の所在地を管轄する法務局へ設立登記を申請します（法第26条）。

7 行政庁（都道府県）へ提出 （登記後2週間以内）

組合成立の日（登記申請日）から2週間以内に、管轄の都道府県知事へ下記必要書類を提出し、届出を行います（法第27条、労協法施行規則第5条）。

- 労働者協同組合成立届書（様式第1号）
- 登記事項証明書
- 定款
- 役員の氏名及び住所を記載した署名

事業開始の準備（例） （保険関係や税務関係の手続きが必要となります）

社会保険：年金事務所又は健康保険組合に「新規適用届」を提出

労働保険：労働基準監督署に「保険関係成立届」「概算保険料申告書」を提出後、公共職業安定所に「雇用保険適用事業所設置届」を提出

労務関係：労働基準監督署に「時間外労働・休日労働に関する協定届」や就業規則を届出

税務関係：税務署、都道府県・市区町村に「法人設立届出書」を提出

※詳細については、事務所を管轄する関係機関にご相談下さい。

事例 1

CampingSpecialist労働者協同組合



所在地：三重県四日市市
 設立時期：令和4年10月
 組合員：5名（令和8年3月時点）
 出資1口の金額：5,000円 ※「組合員は10口以上所有しなければならない」と定款で定めている
 事業内容：キャンプ場の開発・運営

活動のきっかけ

地元でテントを張れる場所がなかったことから、地元で唯一のキャンプ場を、仲間とともに作り上げたい！という思いで活動を始めました。東日本大震災の発災後、被災地支援に関わった経験があり、発災時の避難場所として活用できるようなキャンプ場があればいいな、と考えていたこともきっかけの一つです。

活動を始めるにあたり、まずはNPO法人を設立しました。地域課題になっていた土地を活かそうと、行政が所有していた荒廃山林を借り、9か月間の開発・整備を経て、「俺たちのキャンプ場」として運営を始めました。

労働者協同組合を設立した理由

協力してくれる方が増えていく中で、作業に主体的に関わってくれる人とそうでない人との意識にギャップがあり、運営に課題を感じていた中で、令和4年10月に労働者協同組合法が施行されること、労働者協同組合という新しい法人制度ができることを知りました。

働くために出資し、対等な立場で意見を出し合うという、仲間同士が主体的に関わることができる組織の形として可能性を感じ、全国第1号の労働者協同組合としてCampingSpecialist労働者協同組合を設立しました。

設立にあたっては、元々のNPO法人を解散せず、残すこととしました。労働者協同組合は「事業に従事する組合員と労働契約を結ばなければならない」と法律で定められているため、NPO法人は、事業に従事したいけれど副業・兼業が禁止されている人の受け皿としています。



設立時に気を付けたこと

組合員は全員、副業として労働者協同組合で働いています。普段は株式会社等で働く中で、全員で出資・経営・労働を行う労働者協同組合の働き方は、新鮮に受け止められているようだったので、その理念を丁寧に説明するよう心がけました。その中で、当初は株式会社のように、「多く出資をして意見を通しやすくしたい」と申し出る人もいましたが、「働いている人が一番評価されるべき」と考えるように、組合員の意識が変わっていったと感じます。

設立にあたっては、地域の自治会にも説明に行きましたが、最初から賛成の声をいただけたわけではなく、キャンプ場にお客さんが大勢来ることで、地域の治安の悪化につながらないようなルールづくりを丁寧に進めるとともに、地域に新たな雇用の機会を創出できる可能性があることや、お客さんによる地元のスーパーでの食材の購入など、地域経済にプラスの影響を与えられることを説明し、今では地域の理解を得て活動することができています。



今後の展望

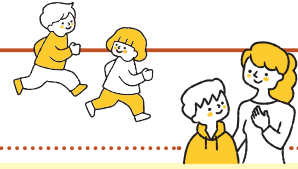
荒廃して放置されている土地の活用は、多くの自治体で地域課題になっています。そのような中で、「OretachinoCamp労働者協同組合連合会」という他団体を指導するための連合体も立ち上げ、近隣の自治体から、荒廃山林を活用したキャンプ場の開設について相談を受けた際に、研修等を行う体制も整えています。今後は、自分たちの考え方に賛同してくれる仲間を増やし、多くの人に野営をする機会を提供しながら、キャンプでの地域活性化に取り組んでいきたいと考えています。

労働者協同組合連合会

個別の労働者協同組合又は労働者協同組合連合会を会員として、会員の指導、連絡及び調整に関する事業を行う法人のこと。

事例 2

労働者協同組合コモンウェーブ



所在地：三重県四日市市
設立時期：令和4年10月
組合員：12名（令和8年3月時点）
出資1口の金額：10,000円
事業内容：子どもの居場所づくり

特定労働者協同組合

労働者協同組合のうち、非営利性を徹底した組合であることについて都道府県知事の認定を受けた組合のこと。剰余金の配当を行わない旨を定款に定めるなど必要な基準を満たし、都道府県知事の認定を受けると、法人税法上の「公益法人等」として扱われ、法人税の課税対象が収益事業から生じた所得に限定されるなど、税制上の取り扱いが変わります。

労働者協同組合を選択した理由

元々他のNPO法人でフリースペースの運営やひとり親家庭への食料訪問配布事業を行っていた中で、不登校や生活困窮、発達障害等複合的な課題を抱える子どもたちに出会い、ひきこもり状態から社会につながる場所を作りたいと感じたのが法人立ち上げのきっかけでした。

労働者協同組合は、法施行のニュースで偶然知り、「フラットな関係性で一緒に仕事をつくって地域をよくしていこう」という理念が、やりたい活動に合致していると感じて選択しました。

具体的な事業内容

大きく分けて①放課後等デイサービスの運営②フリースクールの運営③地域づくり事業（中高生向けの居場所づくり、小中学生向けの体験活動、子ども地域食堂、フードパントリーなど）という3つの事業を実施しています。

利益が出にくいフリースクールの経営を制度事業（放課後等デイサービス）の利益で補完し、助成金を活用しながら地域づくり事業を実施しています。



組合員の構成

組合員は12名（令和8年3月時点）で、年齢は20代～70代まで幅広く、パートタイム・フルタイムがおおよそ半数ずつで構成されています。ボランティアとして関わってもらったことをきっかけに、組合員になったケースも多々あります。働くことはできないけれど活動を応援したいという方には、ボランティアのほか、「ぽかぽか

サポーター」（月額1,000円からの寄付者）として関わっていただいています。

全員で経営するための工夫

経営に携わったことがない人がほとんどなので、自分事として経営を考えてもらうことは難しいですが、3役会議・理事会・全体会議と話し合いの場を多く設け、通常は経営陣で共有するような情報も全員で共有することを徹底し、経営に対する当事者意識の醸成を図っています。理事会は6名で構成しており、まずは多くの組合員に理事を経験してもらいたいと思っています。

また、組合員と同じように、居場所に集う子どもたちも話し合いで解決できる人になってほしいと思っているので、子どもたちにも共に過ごす空間でのルール作り等を行うミーティングの場を設けています。

今後の展望

当組合は非営利性を徹底した協同組合であり、営利目的ではない活動で、最低賃金以上を確保しながら組織を維持することは簡単ではありません。そのため収益事業として、キッチンカーでスパイスカレーなどの販売にも取り組んでいます。イベントへの出店や企業・団体からのランチのご注文依頼を受け付けており、不登校や生きづらさを抱える子どもたちの就労体験の場としても活用しています。収益事業を軌道に乗せるため、スパイスカレーをレトルト商品化し、全国に販売するためのプロジェクトも始動しています。



事例 3

労働者協同組合ワーカーズコープみえ

所在地：三重県松阪市
設立時期：令和5年4月
組合員：40名（令和8年3月時点）
出資1口の金額：10,000円
事業内容：高齢者介護、清掃、緑化事業・剪定



労働者協同組合を設立した理由

もともとは「中高年の雇用創出」と「自分たちの手で仕事をつくる」ことを目的に40年近く活動してきました。2022年の労働者協同組合法施行を受け、自分たちの「雇われない、雇わない」という働き方を法的に裏付け、地域社会により公的な責任を持って貢献していくために、改めて労働者協同組合として組織を整えました。

労働者協同組合という組織形態がもつ最大の良さは、「一人ひとりが主人公になれる」点です。誰かの指示を待つのではなく、現場の課題に対して組合員全員で話し合い、納得して進めていく。このプロセスがあるからこそ、仕事に対する責任感と「自分たちの地域を良くしている」という強い実感が生まれます。また、困ったときに支え合える「人間らしい繋がり」があることも大きな魅力です。

具体的な事業内容

少子高齢化や孤立化が進む地域において、「誰もが役割を持って暮らせる仕組みづくり」に取り組んでいます。具体的な事業は大きく分けて以下の3つです。

- ①介護保険事業：いきいきと自分らしくいられる居場所づくり・身体づくりを目的としたデイサービスの運営
- ②公共施設の屋内清掃：地域施設の清掃・管理を通じた安全な場づくり
- ③環境保全（緑化事業）：地域の公園・工場敷地等の草刈りや、市の高齢者住宅生活支援事業（高齢者世帯の庭の手入れや整理整頓）を通じた地域住民との交流の場づくり

組合員の構成

年齢層は20代から80代までと幅広いです。特に、「定年後も社会と繋がりたい」「お金のためだけでなく、誰かの役に立ちたい」と考えるシニ

ア層からの関心が高まっており、セカンドキャリアとして参加される60代以上の方が非常に多いです。最近では、現役世代や若者の中にも、競争社会ではなく「協調・共生」を大切にする当組合の理念に共感して門を叩く方が増えています。

組合員の中には業務の経験者もいますが、多くは「地域のために何かしたい」という未経験者です。本業としてフルタイムで、週に数回自分のペースで、と働き方は様々で、ライフスタイルに合わせた関わり方が可能です。



今後の展望

「地域になくてはならない“困りごとの相談窓口”」になることが目標です。制度の狭間でこぼれ落ちてしまう課題を見つけ出し、新しい仕事（事業）として解決していく。そのためにも、行政や他団体との連携をさらに強め、子どもから高齢者までが「自分たちの町は自分たちでつくる」と思えるような地域づくりをめざします。

最後に

これから新しく
労働者協同組合を設立する方へ

労働者協同組合は、皆さんの「こんな地域にしたい」「こんな働き方がしたい」という想いを形にできる素晴らしい仕組みです。最初は小さな一歩で構いません。仲間と語り合い、一歩踏み出すことで、仕事が単なる労働から「生きがい」へと変わるはずです。三重の地で、共に汗を流し、地域を耕す仲間が増えることを心から楽しみにしています。

4 他の法人格との違い

	労働者協同組合	企業組合	株式会社	合同会社(LLC)	NPO法人	一般社団法人	農事組合法人
目的・事業	持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業(労働者派遣事業以外の事業であれば可)	組合員の働く場の確保、経営の合理化	定款に掲げる事業による営利の追求	定款に掲げる事業による営利の追求	特定非営利活動(20分野)	目的や事業に制約はない(公益・共益・収益事業も可)	(1)農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業 (2)農業の経営 (3)(1)及び(2)に付帯する事業
設立手続	準則主義	認可主義	準則主義	準則主義	認証主義	準則主義	準則主義
議決権	1人1個	1人1個	出資比率による	1人1個	原則1人1個	原則1人1個	1人1個
主な資金調達方法	組合員による出資	組合員による出資	株主による出資	社員による出資	会費、寄付	会費、寄付	組合員による出資
配当	従事分量配当	・従事分量配当 ・年2割までの出資配当	出資配当	定款の定めに応じた利益の配当	できない	できない	・利用分量配当((1)の事業を行う場合に限る) ・従事分量配当 ・年7分までの出資配当

出典：厚生労働省「労働者協同組合法パンフレット」



さらに詳しい情報は、
厚生労働省「知りたい！労働者協同組合法」
<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>をご覧ください。
よくある質問や好事例が掲載されています！



相談窓口 & アドバイザー派遣のご案内

対象者 県内の個人、法人、団体など

実施方法 電話、メール、オンライン、対面等での相談対応、助言・指導を実施します

支援回数 アドバイザー派遣は1者あたり各年度1回を限度とします
(各年度の上限回数に達した場合は受付を停止することがあります)

受付方法 右の二次元コードからお申し込みください

費用 無料(アドバイザーの交通費等も不要です)

例えばこんな方が対象です

- 労働者協同組合制度や活用事例を聞きたい
- 設立に向けた手続きや運営の方法を知りたい



お問い合わせ先 **三重県労協活用促進地域連携協議会**

(事務局：三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課)

TEL：059-224-2461 mail：syrou@pref.mie.lg.jp